

取を付けましょり!

# 健康食品

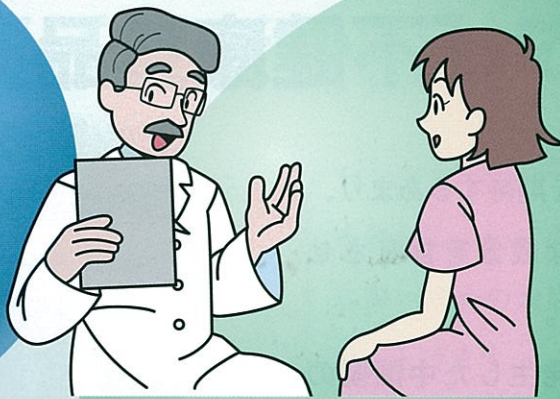


最近の健康志向ブームに便乗して、いわゆる「健康食品」と呼ばれる食品が、数多く出回っています。

「健康食品」の中には、一見医薬品と見分けがつかない形状のもの（カプセル型、錠型など）もあり、「病気の治療や予防ができる」かのような誤った期待を抱かせるものが少なくありません。

そればかりか、有害な成分を含有するため健康被害を発生させた製品も多数報告されています。

「健康食品」を摂取して体調を壊した方は、直ちに摂取することを中止し、念のため医師の診察を受けましょう。



「おかしい?!」  
と思ったら、  
ご連絡下さい!!

問合せ先

奈良県薬務課指導係

0742-27-8673 (直通)

ホームページ

<http://www.mahoroba.ne.jp/~narayaku/index.html>



# 1

## 「健康食品」は、 医薬品ではない。

□から摂取するもの



本来、食品であるにもかかわらず、医薬品的な効能効果を広告している「健康食品」がありますが、これを薬事法では「無承認無許可医薬品」と呼んで、通常の「医薬品」とは区別しています。

これらの効能効果の標榜は、根拠に乏しく、しかも、違法行為です。

そんなに効果があるなら、医薬品の認可を取っているはずです。

# 2

## 中には、 「不健康食品」もある。

医薬品的な効能効果を期待するあまり、本来、食べないような成分を含有させているものがあります。

全国各地で被害が発生した中国製のダイエット食品には、医薬品成分であるフェンフルラミンや甲状腺末が含有されていて、これの摂取による死亡例もありました。不健康に「やせる」ということのないよう注意しましょう。





# 3

## 適正価格かどうか判断しよう。



「健康食品」に関していえば、「値段が高いほど良い製品だ」と考えるのは早計です。

「高いから良く効くのでは？」と思わせるのが悪徳業者の作戦です。

他の食品や医薬品と比較して、適正価格かどうか判断しましょう。くれぐれも、だまされないように注意しましょう。

# 4

## 製品に関する責任業者を知っておこう。

一般的に食品には、販売業者名は記載されていますが、製造業者名は略号でしか記載されていません。

何かの時に責任業者に連絡がつくものを選びましょう。

「消費者問い合わせ先」など記載されていないようなものには、手を出さない方が賢明かもしれません。

本製品についてのお問い合わせは、お買い求めのお店又は下記にお願い申し上げます。

〇〇〇〇株式会社  
〇〇〇〇部「お客様相談室」  
電話 ××△△△△〇〇〇〇  
受付時間：9：00～18：00  
(土、日、祝日を除く)



# 5

## 個人輸入は、 あくまで自己責任です。



インターネットが一般的に普及した今日、自分で摂取する分の食品等を、個人で外国から直輸入できる方法があります。

しかし、このような製品で被害を被った場合、外国業者に対し法的責任を取らせることは、非常に困難であることを知っておきましょう。

# 6

## 健康食品により、万一、 体調を壊した時は？

健康食品により体調を壊したと疑われる場合には、直ちに摂取するのをやめ、医師の診断を受けましょう。

診察を受ける時には、摂取していた健康食品も持参し、医師の意見を聞くようにしましょう。

因果関係がある、若しくは、疑わしいと判断された場合は、薬務課又は最寄りの保健所までご連絡下さい。

奈良県薬務課指導係  
0742-27-8673  
奈良市保健所保健総務課  
0742-23-6171  
葛城保健所生活衛生課  
0745-22-1701  
桜井保健所衛生課  
0744-43-3131  
郡山保健所衛生課  
0743-53-2701  
吉野保健所衛生課  
0747-52-0551  
内吉野保健所地域生活課  
0747-22-3051